

## Ⅱ 各府省の政策評価の状況と今後の課題

### 1 内閣府

(要旨)

#### (1) 政策評価の枠組み

- ① 平成 20 年度から 22 年度までの 3 年間を計画期間とする「内閣府本府政策評価基本計画」(平成 20 年 2 月 18 日)及び 1 年ごとに定められる「内閣府本府政策評価実施計画」に基づき、一般政策及び規制を対象に政策評価が行われている(注1)。
- ② 事後評価は、内閣府本府の主要な行政目的に係る政策及び成果重視事業を対象として実績評価方式により、また、実績評価方式による評価の結果を受けて様々な角度から掘り下げて分析することが必要と認められる政策等を対象に総合評価方式によりそれぞれ行うこととされている。
- ③ 事業評価方式による事前評価及び事後評価を行うこととされているが、内閣府では、基本計画で定める事業評価方式による評価の対象となる政策がないとしており、実績はほとんどない。

(注1) 評価書は、内閣府ホームページで公表されている。<http://www8.cao.go.jp/hyouka/index.html>

#### (2) 政策評価の実施状況

一般政策を対象とした実績評価方式による評価について審査を行った結果は、以下のとおりである。

##### ア 現状

政策名「公文書等の保存及び利用の取組」等 20 件のうち、目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されているものは 19 件 (95.0%) である。なお、達成目標については、214 件中 194 件 (90.7%)、測定指標については 227 件中 204 件 (89.9%) が目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている。

##### イ 今後の課題

実績評価方式による評価は、あらかじめ達成すべき目標を設定して評価を行うことが基本であり、目標に関し達成しようとする水準について、数値化等により特定することが必要である。

目標に関し達成しようとする水準がほぼすべての評価について数値化等により特定されており、今後もこうした取組が進められることが期待される。

(説明)

#### (1) 政策評価の枠組み

(基本計画等)

平成 20 年度から 22 年度までの 3 年間を計画期間とする「内閣府本府政策評価基本計画」(平成 20 年 2 月 18 日)及び 1 年ごとに定められる「内閣府本府政策評価実

施計画」に基づき、一般政策及び規制を対象に政策評価が行われている。

基本計画において、事前評価は、予算要求を伴う新たな政策や新設される制度のうち、評価法第9条第1号(当該政策に基づく行政上の一連の行為の実施により国民生活若しくは社会経済に相当程度の影響を及ぼすこと又は当該政策がその実現を目指す効果を発揮することができることとなるまでに多額の費用を要することが見込まれること)に該当すると考えられる政策を対象として事業評価方式により行うこととされている。また、規制影響分析(RIA)を行うこととされている。

一方、事後評価は、内閣府本府の主要な行政目的に係る政策及び成果重視事業を対象として実績評価方式により、また、実績評価方式による評価の結果を受けて様々な角度から掘り下げて分析することが必要と認められる政策等を対象に総合評価方式によりそれぞれ行うこととされている。また、事前評価を実施した政策のうち、事後の検証が必要と認められるものを対象として事業評価方式による事後評価を行うこととされている。

#### (取組状況—一般政策についての政策評価)

一般政策については、図表Ⅱ-1-①のとおり、これまで実績評価方式及び総合評価方式により事前評価及び事後評価が行われている。事後評価は、実績評価方式及び総合評価方式によりそれぞれ行われている。基本計画には、期間内に評価の対象とする政策が掲げられているが、所掌事務の追加等の理由により新たに評価が必要になった政策や、時々の社会情勢に応じ評価が必要と考えられる政策については、これにかかわらず評価を行うこととされている。

なお、事前評価は、平成14年度に事業評価方式による評価が3件行われているが、内閣府では基本計画で定める事業評価方式による評価の対象となる政策がないとしており、その後は行われていない。

#### (取組状況—義務付け4分野の政策についての政策評価)

義務付け4分野の政策のうち、規制については、図表Ⅱ-1-①のとおり、事業評価方式により事前評価が行われている。

図表Ⅱ-1-① 内閣府における政策評価の取組

評価対象政策		事前評価	事後評価
一般政策	政策 (狭義) ・ 施策 レベル		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>&lt;実績評価方式&gt; 対象： 内閣府本府の主要な行政目的に係る政策及び成果重視事業</p> <p>実施状況： 平成 15 年 7 月 18 件 16 年 7 月 17 件 17 年 7 月 18 件 18 年 6 月 15 件 19 年 9 月 11 件 20 年 9 月 23 件 21 年 8 月 20 件</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>&lt;総合評価方式&gt; 対象： 実績評価方式による評価の結果を受けて様々な角度から掘り下げて分析することが必要と認められる政策等</p> <p>実施状況： 平成 15 年 7 月 1 件 17 年 3～12 月 3 件 平成 20 年 6～12 月 3 件</p> </div>
	事務事業 レベル	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>&lt;事業評価方式&gt; 対象：評価法第 9 条第 1 号に該当すると考えられる政策 実施状況：実施状況：平成 14 年 11 月 3 件</p> </div>	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>&lt;事業評価方式&gt; 対象：事前評価を実施した政策のうち事後の検証が必要と認められるもの 実施状況：—</p> </div>
義務付け 4 分野の政策	規制 事務事業 レベル	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(事前) 対象：規制の新設等 実施状況：平成 20 年 9 月 1 件 平成 21 年 3 月 1 件</p> </div>	
<p>&lt;特徴&gt; 内閣府の所掌事務のうち、評価法上政策評価の対象から除かれている内閣補助事務（*1）以外の分担管理事務（*2）を評価対象とし、主として実績評価方式による評価を実施。また、政策の単位に応じて、事業評価方式による事前評価及び事後評価並びに総合評価方式による事後評価も実施することとされている。 （*1） 内閣府設置法第 4 条第 1 項及び第 2 項に定める事務 （*2） 内閣府設置法第 4 条第 3 項に定める事務</p>			

(注) 1 基本計画等を基に当省が作成した。

2 二重線で囲まれた評価は、基本計画で定められている評価が行われているものを、点線で囲まれた評価は、基本計画で定められている評価が行われていないものを示す。

## (2) 政策評価の実施状況

一般政策を対象とした実績評価方式による評価について審査を行った結果は、以下のとおりである。

### ア 現状

#### (審査の対象)

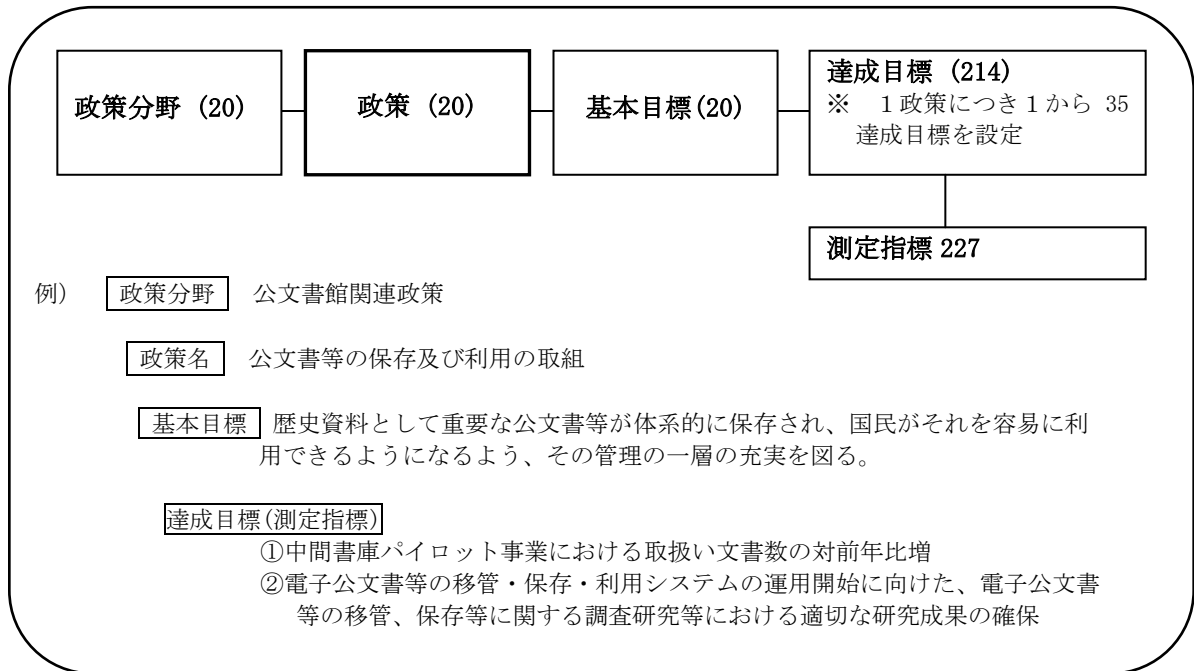
実績評価方式による評価が行われ、平成 21 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までに評価書が総務大臣に送付された 20 件を審査の対象とした。

#### (評価の設計)

実績評価方式による評価の対象となる政策について、図表Ⅱ-1-②のとおり、

基本目標が設置され、その下に達成目標が設定されている。その達成目標の達成度合いを測定するため測定指標が設定されている。審査の対象とした 20 件には、それぞれ基本目標が 1 つ設定され、1 政策につき 1 から 35 の達成目標が設定されている。その下に合計で 227 の測定指標が設定されている。また、目標の達成度合いの判定は、設定された測定指標により達成目標単位で行われ、その結果に基づき政策の評価が行われている。

図表Ⅱ-1-② 内閣府における実績評価方式による評価の基本構造



(注) 内閣府の評価書を基に当省が作成した。

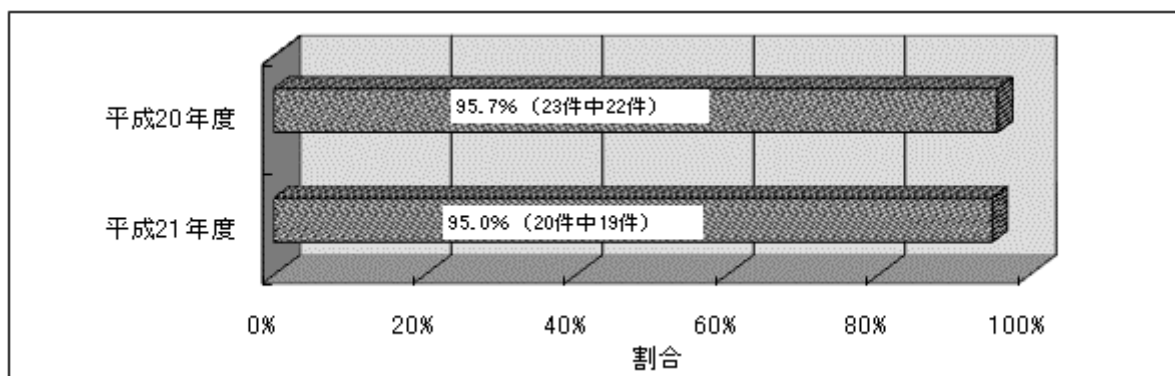
### (共通の点検項目による審査—取組の工夫がみられる点)

実績評価方式は、あらかじめ達成すべき目標を設定し、これに対する実績を測定して目標の達成度合いについて評価する方式であることから、当該目標に関して達成すべき水準を明確にする必要がある。

目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている評価の割合は、図表Ⅱ-1-③のとおり、平成 20 年度は 95.7% (23 件中 22 件)であったが、21 度は 95.0% (20 件中 19 件)となっている。なお、目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されていない 1 件 (国際平和協力業務等の推進)については、内閣府では「政策の性質上、数値化した定量評価になじまない」としている。

なお、達成目標については 214 件中 194 件 (90.7%)、測定指標については 227 件中 204 件 (89.9%) が目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている。

図表Ⅱ－1－③ 目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている  
評価の割合（実績評価方式による評価）



- (注) 1 内閣府の評価書を基に当省が作成した。  
2 目標に関し達成すべき水準が数値化されている評価及び定性的であっても目標が達成される水準が具体的に特定されている評価の割合を表す。

#### （特記事項－取組の工夫がみられる点）

内閣府では、実施計画において、評価対象となる政策について、あらかじめ測定指標及び目標値を設定する取組を行っている。また、実施計画の策定に併せ、測定指標等が政策の流れのどの段階に係るものであるのかを整理した参考資料（「政策の流れと測定指標及び目標値との関係」）を公表している（図表Ⅱ－1－④参照）。

図表Ⅱ-1-④ 政策の流れと測定指標及び目標値との関係

政策名：政府広報・広聴による政府施策の理解、協力の促進		
(基本目標) 政府の重要施策に関し、その背景、内容等について広報・広聴を実施し国民の理解と協力を促進する。		
	アウトプット (内閣府本府の行政活動や行政活動により提供されたモノやサービスの量)	成果 (アウトカム) (他の行政機関の活動、国民生活又は社会経済に及ぼし、又は及ぼすことが見込まれる影響)
重要施策に関する広報	<p>政策の流れ</p>	<p>成果 (アウトカム)</p>
	<p>指標の状況</p> <p>公共調達や経費支出に関する方針 [基準・方針の遵守]</p>	<p>実施した広報に対するアンケート調査における理解度・満足度 [理解度:70%以上、満足度:60%以上]</p>
世論の調査	<p>政策の流れ</p>	<p>関係府省庁が、政策の企画・立案等の基礎資料として利活用する</p> <p>国民が、様々な場面で利用する</p> <p>各府省庁で施策の参考とする</p>
	<p>指標の状況</p>	<p>世論調査結果の各府省の審議会、白書などでの利活用度 [当該年度調査件数以上]</p>

(注) 内閣府の資料から抜粋した。

### イ 今後の課題

実績評価方式による評価は、あらかじめ達成すべき目標を設定して評価を行うことが基本であり、目標に関し達成しようとする水準について、数値化等により特定することが必要である。

目標に関し達成しようとする水準がほぼすべての評価について数値化等により特定されており、今後もこうした取組が進められることが期待される。